

東京都高齢者権利擁護推進事業の紹介と 市町村の体制整備についての提案

(公財) 東京都福祉保健財団
高齢者権利擁護支援センター
川端 伸子

高齢者権利擁護支援センター

- (公財)東京都福祉保健財団が「東京都高齢者権利擁護推進事業」を受託
- 区市町村による高齢者の権利擁護(特に高齢者虐待防止等の地域包括支援センターの権利擁護業務)の支援
 - － 専門相談
 - － 研修

専門相談

- 社会福祉士・弁護士による相談
 - － 高齢者虐待対応担当職員を対象
 - （区市町村職員・地域包括支援センター職員等）
 - 電話、メール、ファックス、直接面接等で受付・対応
 - 個別ケース会議への陪席、助言
 - 区市町村職員への「フィードバック」
 - － 弁護士相談の依頼がある場合に、センター職員が仲介して実施
 - 電話・メール対応、面接対応

こんなとき・・・ご相談を！

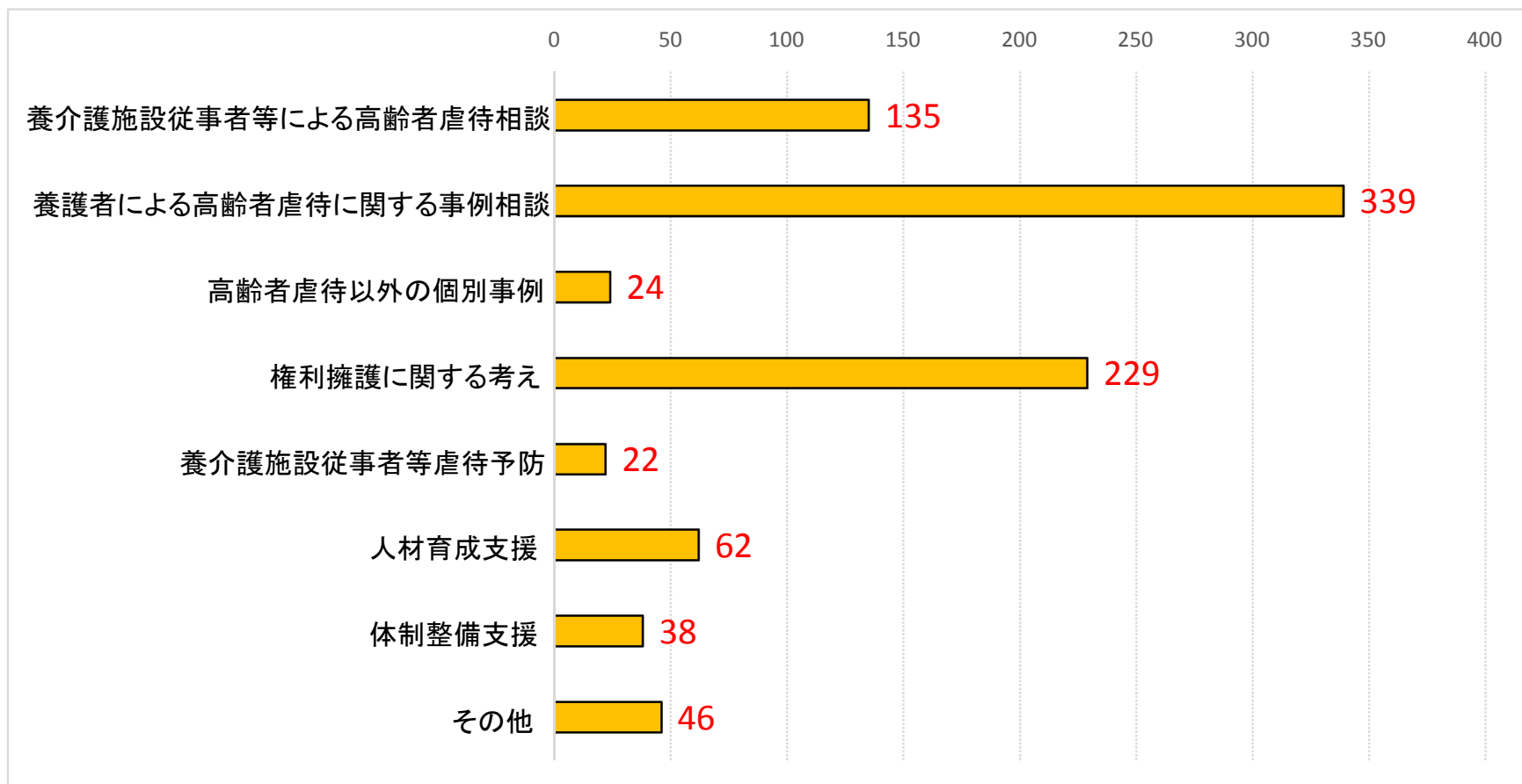
- 今さら聞けないこんなこと・・・
- 虐待対応で、どう対応すべきか迷っている。
- 今までやってきた虐待対応を振り返り、整理してスキルを蓄積したい。
- 「虐待対応マニュアル」を検討・改訂するので意見が欲しい。
- ケース会議の進め方やその際のポイントについて、アドバイスをしてほしい。
- ○○に関することで、他の自治体の取組み例があれば欲しい。
- 地域に虐待防止・権利擁護の啓発をしていきたい。
- 訴訟リスクや法的対抗手段について、弁護士に相談したい。

平成26年度 相談実績

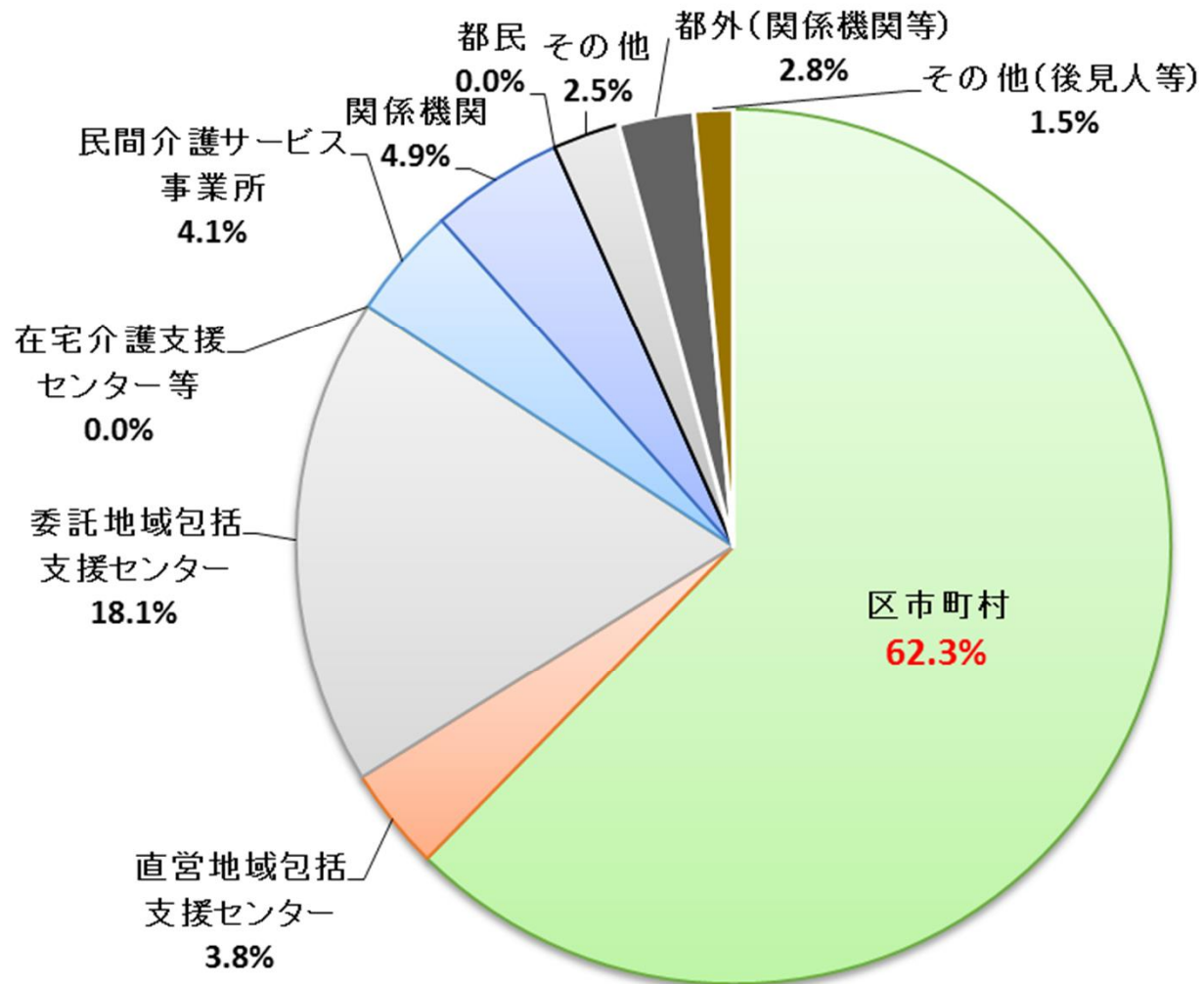
- 相談総数: **895件**

- 相談内訳(重複あり)

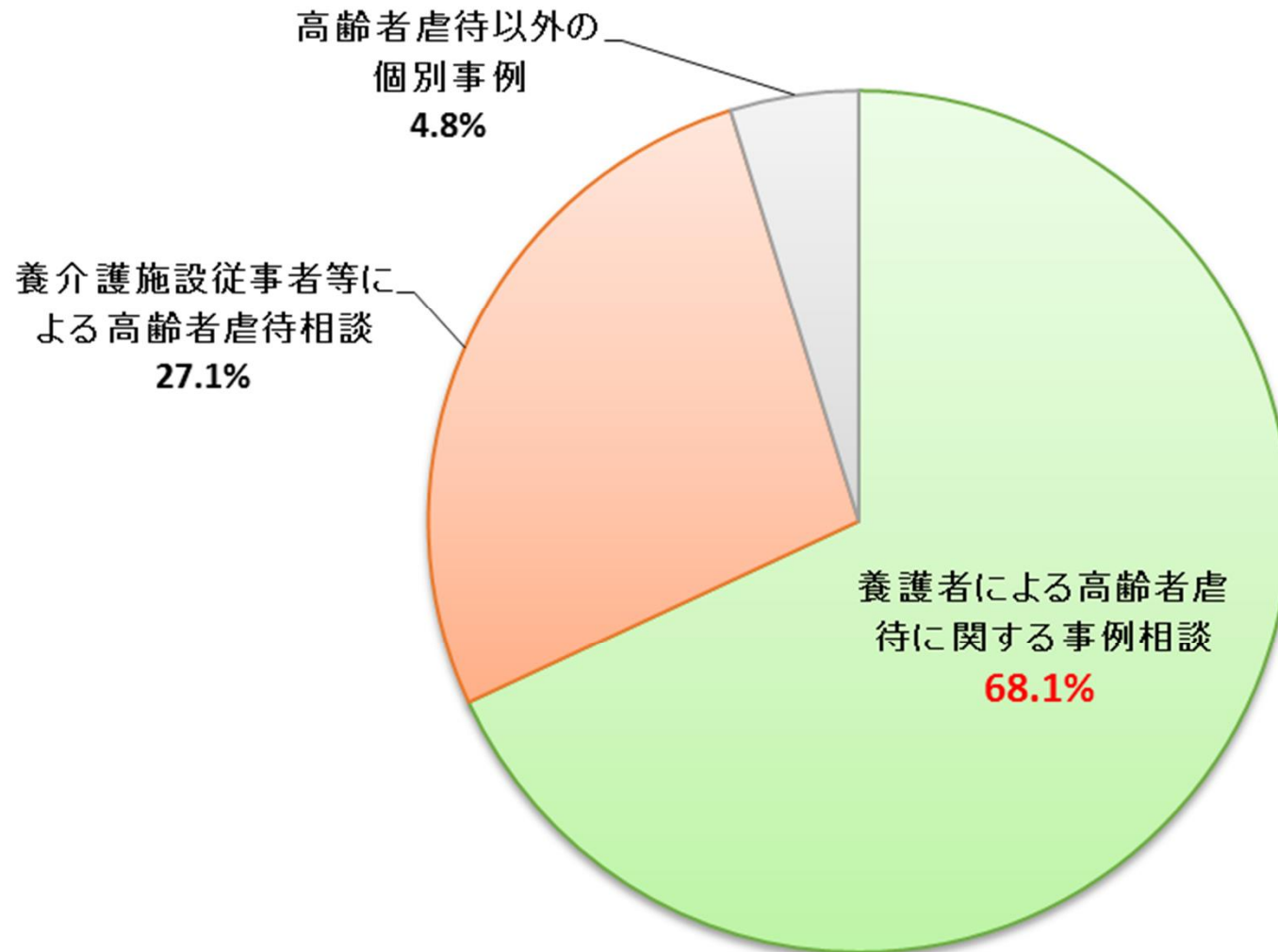
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)



相談者 (=895件)



高齢者虐待に関する事例相談 (=498件)



研修

- 高齢者虐待**対応**について区市町村職員・地域包括職員研修
 - － 養護者による高齢者虐待対応研修
 - 基礎研修2日間(1日目300名、2日目80名)×年2回
 - － 演習中心の2日目は区市町村と地域包括のペア受講を推奨、伝達研修を前提としている
 - 応用研修A 2日間 60名(演習をとおしてのスキルアップを目的としたもの)
 - 応用研修B 2日間 60名(区市町村権限行使の実際を学ぶ目的で毎年研修内容を変更)⇒結局毎年100名以上の受講がある状況
 - － 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修(2日間、80名)
 - 高齢者虐待防止所管と介護サービス事業者指導所管のペア受講を推奨
- 高齢者虐待の**防止**についての事業者向けの研修
 - 介護サービス事業管理者を対象とするもの(1日間)
 - － 入所系、通所系、訪問系の3種類を300名規模で実施、演習を含む
 - 施設の看護職員を対象とする看護実務者向け研修

研修資料のダウンロード

- 高齢者権利擁護支援センター作成資料等、研修資料の一部（外部講師の著作権のかからないもの）については、各研修終了後に、財団ホームページよりダウンロード可能としている

事例分析(平成24年度)

- 発生(相談)事例の調査・分析
 - 高齢者虐待の対応困難な事例について情報整理を行った上で、必要な項目について調査を実施
 - 事例の分析を行うとともに、高齢者虐待の未然防止及び適切な対応等について検討(事例分析検討委員会による検討)
 - 「東京都高齢者権利擁護推進事業 高齢者虐待事例分析検討委員会報告書」の作成(平成25年3月東京都福祉保健局より発行)
 - 東京都ホームページより、全文ダウンロード可能

財団の自主事業

- 「高齢者権利擁護に係る研修支援・調査研究事業」の実施（平成26年～27年度）
 - － 高齢者の権利擁護・虐待対応における参考資料集の作成及び頒布（平成26年度）
 - 「区市町村職員・地域包括支援センター職員必携 高齢者権利擁護と虐待対応 お役立ち帳」・・・ダウンロード可
 - － 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止事例の分析検討（平成26年度～27年度）
 - 介護施設・介護サービス事業所等への虐待防止取組事例のヒアリング調査（平成26年度）
 - 高齢者虐待防止事例分析検討委員会の設置（平成27年度）
 - － 施設内で養介護施設従事者等虐待防止研修を実施する際に使用できる小冊子（パンフレット）の作成（ホームページ掲載予定）

当センターに求められていると感じていること

委託包括と市町村、市町村の庁内等の虐待対応者間に
生じるズレへの第三者機関による調整及び連携支援

- 関係機関・虐待対応者間に生じている**連携不足・対立構造の調整**
- 各地域における虐待対応のレベルアップに必要な、**基礎的対応力(アセスメント力・計画力・実践力・組織力)の強化**への**継続支援**
- 研修体系の構築と普及
 - 毎年、研修内容を見直し、**ポイントを整理**(**基礎力・実践力**)
 - 対象者別・経験別の開催、講義と演習のセット開催、演習の回数及び定員の拡大の研修実施方法の見直し
 - **地域包括ケアとしての**権利擁護・虐待対応の理解促進
 - 東京都の**地域包括支援センター職員研修との一体的な実施**
 - 伝達研修支援(研修事後フォロー)における**時間的・人的資源不足**への支援

都道府県に求められていると感じている役割

- 市町村における権利擁護・虐待対応に必要な**共通基盤構築・再構築に向けた継続的な支援**
 - － 未来志向型支援(支持的支援)での個別相談対応
 - － 虐待対応におけるイメージや役割認識のズレを埋める体制整備支援
 - － 基礎的対応力の向上に資する研修の実施
- 虐待対応者を支える、**広域的**な関係機関の連携・協働を推進する**調整役**

虐待対応責務が正確に認識できていない市町村に対して、
公的機関による上記のような支援が積極的に行わなければ、
護りきれない人権・権利がある

市町村の体制整備について

～養護者による高齢者虐待防止～

- 早期発見・見守りネットワークの整備
 - － 高齢者虐待防止に特化する見守りではなく、孤立防止や認知症の早期発見見守りネットワークとあわせた総合的な見守りネットワークの整備
- 保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの整備
 - － 虐待のとらえ方だけでなく、虐待対応の目的、対応の流れや様々な対応（成功事例）の伝達
 - － 個人情報保護と虐待対応についての正確な知識
 - － 医療機関への丁寧な普及啓発（DV防止法や児童虐待防止法との違いについての解説）

市町村の体制整備について

～養護者による高齢者虐待防止～

- 「関係専門機関介入支援ネットワーク」
 - － 高齢者虐待対応、成年後見制度だけでなく、刑事事件やDV、児童虐待等の人権侵犯事件全般に詳しい弁護士との連携
 - － 虐待対応における関係機関との連携についての専門的助言のできる社会福祉士との連携
 - － 警察との連携（犯罪を未然防止することも養護者支援であるという理解）
 - － 精神科の医師との連携（認知症高齢者の自己決定の理解や様々な疾患・障害を抱えた養護者への支援）

市町村の体制整備について

～養護者による高齢者虐待防止～

- 庁内連携

- 虐待をキャッチする可能性のある所管、情報収集への協力依頼をする所管、対応協力を依頼する所管との連携の推進
- 要綱の整備による効果
- 生活福祉所管、障害福祉所管、精神保健福祉所管、生活困窮者相談窓口の所管、国民健康保険所管
- 環境整備所管、市町村営住宅所管
- オンブズマン等所管、個人情報保護所管
- 児童虐待防止所管、障がい者虐待防止所管、DV防止所管

市町村の体制整備について

～養介護施設従事者等による高齢者虐待防止～

- 高齢者虐待防止所管と介護保険サービス事業者指導所管との連携の推進
 - － 平成27年11月13日老指発1113第1号(指導監査担当課長宛)
介護保険施設等における高齢者虐待等に対する指導・監査等の実施について
- 市町村間の連携の推進、市町村と都道府県との連携の推進、
 - － 最初に調査を行う市町村(小規模多機能を除く)と、介護保険・老人福祉法の権限行使を行う都道府県との連携
 - － 被虐待高齢者の介護保険者と、事業所・施設が所在する介護保険者との連携